

三宅町郵便入札の実施に関する ガイドライン

令和7年3月

三宅町

<目 次>

- 1.趣旨
- 2.用語
- 3.関連例規
- 4.入札への参加方法
- 5.入札の執行
- 6.開札の傍聴
- 7.落札者の決定方法
- 8.再度入札
- 9.入札の辞退
- 10.入札結果の通知
- 11.入札の延期、中止及び取消
- 12.入札の無効又は失格
- 13.開札映像の開示請求
- 別紙1.封筒の記載方法
- 別紙2.郵便入札用チェックリスト
- 別紙3.郵便入札におけるくじによる落札者決定方法

1. 趣旨

この手引きは、三宅町が実施する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について、必要な事項を定めるものです。

2. 用語

本ガイドラインにおいて、下表のとおり用語を定義します。

用語	意味
郵便入札	入札書等の提出を郵送によって行う入札
持参入札	入札書等の提出を持参によって行う入札
入札執行課	入札を執行する課・室・局
入札者	当該入札に参加する入札者
入札書等	入札者が提出する入札書（建設工事は内訳書を含む）
入札公告等	入札公告、入札通知書のこと
立会人	入札に立会う入札担当者以外のもの
傍聴人	入札者のうち開札の傍聴を希望するもの
再度入札	入札回数の上限が2回の入札において、開札を行った結果、落札となるべき価格の入札者がいなかった場合に、その場で2回目の入札を行うこと

3. 関連例規

- (1) 三宅町契約規則（平成9年10月三宅町規則第8号）（以下「契約規則」とします）
- (2) 三宅町建設工事等の入札執行要領（令和6年4月三宅町要領第15号）（以下「執行要領」とします）
- (3) 三宅町郵便入札実施要領（令和7年3月三宅町要領第3号）（以下「実施要領」とします）

4. 入札への参加方法

(1) 入札書等の提出

入札書等は「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかで、入札書提出先へ送付ください。

その他の方法（持参、書留以外の郵送等）による提出は無効とします。

(2) 費用

郵便入札に係る費用は、全て入札者の負担とします。

(3) 封筒の記載方法及び封入書類

作成した入札書等は下記及び「別紙1. 封筒の記載方法」「別紙2. 郵便入札用チェックリスト」を確認のうえ作成した「内封筒」「外封筒」に封かんして提出ください。

●内封筒(サイズ:長形3号(120 mm×235 mm)以下のもの)

<記載事項>

- ①入札書在中の表記
- ②対象となる工事又は業務の名称、番号、履行場所
- ③入札の執行日
- ④入札者の所在地又は住所、商号又は名称、代表者役職及び氏名、押印
- ⑤入札回数の上限が2回である場合、当該入札書を入札しようとする回の表記(朱書き)
※ 詳細は「8.再度入札」を参照
- ⑥三宅町長名

<封入書類>

- ①入札書
- ②入札内訳書(建設工事の場合)

<その他>

封筒の継ぎ目には必ず封印をしてください。

●外封筒(サイズ:指定なし)

<記載事項>

- ①宛先 〒636-0213
奈良県磯城郡三宅町伴堂689
三宅町役場 ○○課 宛
- ②書留の表記(「一般書留」または「簡易書留」)(朱書き)
- ③入札書在中の表記(朱書き)
- ④対象となる工事又は業務の名称、番号、履行場所
- ⑤入札の執行日
- ⑥入札者の所在地又は住所、商号又は名称、代表者役職及び氏名

<封入書類>

- ①入札書等を封入した内封筒
- ※ 入札回数の上限が2回の場合、1回目・2回目を同封。
- ※ 同じ外封筒に、別工事(業務)の内封筒を同封することはできません。

(4)提出期限

入札書は、入札執行日の前営業日午後5時00分までに、入札執行課へ到着していなければなりません。この日時に、入札執行課に到着していないものについては「不参加」扱いになり

ます。

例) 入札執行日が令和7年4月2日(水)の場合、令和7年4月1日(火)午後5時00分まで
令和7年4月7日(月)の場合、令和7年4月4日(金)午後5時00分まで

(5) 入札書の差替等の禁止

1度提出された入札書の差替、変更または取消はできません。

5. 入札の執行

- (1) 郵便入札の執行は、入札執行の日時及び場所において、郵便入札の参加者に代わって、当該入札に関係のない三宅町職員を2名立ち会わせて行います。
- (2) 入札者に限り、当該入札の執行を傍聴することができます。傍聴方法については、次項を確認ください。
- (3) 開札時は録画を行い、入札者に限り、当該入札の録画映像の開示を請求できます。開示請求方法については、「13. 開札映像の開示請求」を確認ください。

6. 開札の傍聴

入札者は次のとおり開札を傍聴することができるものとします。

(1) 傍聴希望の受付

入札者に限り、当該入札を傍聴することが出来ます。

傍聴にあたっては以下の書類により入札者であることの確認を行いますので、傍聴を希望する場合は必ず持参ください。

① 傍聴を希望する入札の入札通知書

② 名刺(入札者本人のもの)

(2) 代理人

傍聴は代理人を指定することができます。

代理人が傍聴する場合は、以下の書類により確認を行います。

① 傍聴を希望する入札の入札通知書

② 名刺(代理人本人のもの)

7. 落札者の決定方法

(1) 落札となるべき最低の価格での入札者が1者の場合

その入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札となるべき最低の価格での入札者が2者以上の場合

「別紙3. 郵便入札におけるくじによる落札者決定方法」にしたがって、落札者を決定します。

(3) 落札となるべき価格での入札者がいない場合

入札回数が1回の場合は、入札を中止します。

入札回数の上限が2回の入札の場合は、再度入札を行い、再度入札を行った結果、落札となるべき価格での入札者がいない場合は、入札を中止します。

8. 再度入札

入札回数の上限が2回の入札において、1回目の入札で落札者が決定しない場合、速やかに再度入札を行います。再度入札に参加するためには、あらかじめ1回目、2回目の入札書を提出していただく必要があります。

<内封筒に記載する回数に関する注意事項>

○入札回数が1回の場合

正しい表記	回数の表記なし
有効となる表記	「1回目」の表記あり。
無効となる表記	「1回目」以外の表記あり。

○入札回数の上限が2回の場合

正しい表記	「1回目」「2回目」の表記あり	
有効となる表記	「1回目」表記あり、「2回目」表記なし	表記なしを「2回目」として取扱う
	「1回目」表記なし、「2回目」表記あり	表記なしを「1回目」として取扱う
	1通のみ提出（回数の表記は「なし」または「1回目」）	「1回目」として取扱い、2回目は不参加とする
無効となる表記	「1回目」「2回目」以外の表記あり 2通とも回数の表記がない	

- ・1回目の入札に参加し、2回目を辞退する場合は、必要事項を記載し「入札辞退届」を「2回目」の表記のある内封筒に封かんし提出してください。

○共通事項

- ・1つの内封筒に、複数の入札書等を絶対に入れないでください。
- ・同一の工事（業務）への入札のために作成した内封筒は、必ず同一の外封筒に入れてください。
- ・同じ外封筒に、別工事（業務）の内封筒を同封することはできません。

9. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を書面で入札執行課まで提出してください。

※ 入札回数の上限が2回の入札で、1回目の入札に参加し、2回目の入札を辞退する場合は上記8.の注意事項のとおり入札書を作成ください。

10. 入札結果の通知

落札者が決定した場合、速やかに業務担当者から落札者に電話で連絡をします。落札者以外の入札者にはFAXで結果通知を送付します。

入札結果の公表は翌々日以降に町ホームページ等で公表します。

11. 入札の延期、中止及び取消

郵便入札において、郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消をします。

12. 入札の無効又は失格

下記及び執行要領第14条第3項及び第4項各号のいずれかに該当する場合は、無効または失格とします。また、無効または失格となった入札者は再度入札に参加できません。

- ・「一般書留」「簡易書留」以外の方法で提出された入札書は無効とします。
- ・入札書等の提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とします。

13. 開札映像の開示請求

開札時は録画を行い、映像データは入札執行日の翌日から起算して14日間に限り、入札者からの開示請求に応じます。

(1) 開示請求

開示請求については、次のとおり行ってください。

- ①事前に当該入札の入札執行課へ電話で開示請求を行う旨を報告してください、
- ②実施要領第15条に定める開札映像開示請求書（郵-第5号様式）を作成の上、入札執行課へ持参し提出してください。
- ③三宅町職員立会いのもと、映像を閲覧してください。
- ④映像を確認後、開札映像開示請求書に署名押印をしてください。

(1) 諸注意

- ・開示請求ができる者は、当該入札の入札者に限ります。
- ・保管期間を過ぎてからの請求はできません。
- ・開札映像の撮影、映像データの記憶媒体への複製または移動、映像データの破壊、その他前述した項目に類する行為は禁止とします。

（改定履歴）

令和7年3月17日制定

三宅町郵便入札実施要領に基づく郵便入札の導入に伴うガイドラインの制定

<別紙I>

封筒の記載方法

I. 内封筒の記載方法（サイズ：長形3号（120mm×235mm）以下のもの）

（表）

⑥三宅町長 ○○ ○○ 様	③ 年 月 日
①「入札書」在中 ⑤ ○回目	
② 工事（業務）名 _____ 工事（業務）番号 _____ 工事（業務）場所 _____	
入札者 ④ 住所又は所在地 _____ 商号又は名称 _____ 役職及び氏名 _____	
	印

（裏）

印	印
---	---

<注意事項>

○ ⑤の回数については、以下の通り記載ください。

【入札回数が1回（予定価格を事前に公表する入札）の場合】

・回数の表記は不要

【入札回数の上限が2回の場合】

・回数の表記は必須

・1回目の入札金額を記載した入札書を封かんしたものに「1回目」、2回目の入札金額を記載した入札書を封かんしたものに「2回目」と表記すること。

・2回目の入札を辞退する場合は、入札金額の欄に「辞退」と記載した入札書を「2回目」と表記した内封筒に封かんし提出すること。

○（裏）の封印については、封筒の貼り合わせ箇所に漏れなく押印がなされていること。

2. 外封筒の記載方法（サイズ：指定なし）

（表）

		②	一般書留	又は	簡易書留
①〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂689 三宅町役場 ○○課 宛					
③「入札書」在中					
④ 工事（業務）名 _____ 工事（業務）番号 _____ 工事（業務）場所 _____					
⑤ 年 月 日					
入札者 ⑥ 住所又は所在地 _____ 商号又は名称 _____ 役職及び氏名 _____					

（裏）



<別紙2>

郵便入札用チェックリスト

1. 入札書

項目	チェックポイント
様式	☐ 交付している又は入札公告上の入札書を使用していますか。
入札金額	☐ 記載金額に誤りはありませんか。(訂正・取消・引換等不可)
記載事項 押印	☐ 記載事項に不備はありませんか。(入札者の情報、入札案件の情報、入札日、入札保証金)
	☐ 入札者の届け出ている使用印鑑を押印してありますか。

2. 内封筒

項目	チェックポイント
記載事項	☐ 記載事項に不備はありませんか。
サイズ	☐ 指定されたサイズの封筒を使用していますか。
封入書類	☐ 入札書を誤りなく封入していますか。(入札回数等)
	☐ 1つの内封筒に複数の入札書を封入していませんか。
封印	☐ 封筒の貼り合わせ箇所全てに使用印鑑を押印してありますか。

3. 外封筒

項目	チェックポイント
記載事項	☐ 記載事項に不備はありませんか。
封入書類	☐ 別件の入札の内封筒は同封していませんか。
	☐ (入札回数の上限が2回の入札) 同一の入札の内封筒(1回目・2回目)を全て封入しましたか。

4. 郵送等

項目	チェックポイント
郵送方法	☐ 「一般書留」または「簡易書留」で郵送しましたか。
提出期限	☐ 入札執行日の前日午後5時までに到着するよう郵送しましたか。

※ 本表は特に注意が必要な箇所のチェックリストですので、確認用として使用ください。

※ 本表は提出の必要はありません。

<別紙3>

郵便入札におけるくじによる落札者決定方法

郵便入札において、開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上の場合、下記の方法により落札者を決定する。

1. くじ番号の付与

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札書類の郵送に用いられた書留郵便に付された11桁の「お問い合わせ番号」（以下「書留番号」という。）の下3桁の数が小さいものから順に「くじ番号」（0, 1, 2, …）を付与する。

※ 下3桁が同一の場合は下4桁以降高い桁の数字を順次参照し決する。

例1) 落札となるべき同価格の入札者（以下「同額入札者」という。）が次の3者の場合

業者名	書留番号	書留番号の下3桁	くじ番号
A 社	XXX-XX-03251-1	511	2
B 社	XXX-XX-24836-1	361	1
C 社	XXX-XX-24628-3	283	0

例2) 同額入札者が次の4者の場合

業者名	書留番号	書留番号の下3桁 (下4桁目の数)	くじ番号
A 社	XXX-XX-03251-1	511	3
B 社	XXX-XX-24836-1	361 (8)	2
C 社	XXX-XX-24628-3	283	0
D 社	XXX-XX-24236-1	361 (2)	1

2. 落札者の決定

- (1) 同額入札者の書留番号の下3桁を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。
- (2) (1) で算出した余りの数と、上記1で付与したくじ番号が同一の同額入札者を落札者とする。
- (3) 入札において、第2順位及び第3順位を決定する場合は、第2順位を第1順位のくじ番号に1を足した数のくじ番号、第3順位を第2順位のくじ番号に1を足した数のくじ番号を付与された同額入札者とする。ただし、同額入札者に付与された番号の最も大きい数を超

過する場合は0に戻る。

例1)の場合

業者名	書留番号	書留番号の下3桁	くじ番号
A 社	XXX-XX-03251-1	511	2
B 社	XXX-XX-24836-1	361	1
C 社	XXX-XX-24628-3	283	0

(1) $511 + 361 + 283 = 1155$

$1155 \div 3 = 385$ 余り0

(2) 余りが「0」なので、くじ番号「0」の C 社が落札者となる

例2)の場合

業者名	書留番号	書留番号の下3桁 (下4桁目の数)	くじ番号
A 社	XXX-XX-03251-1	511	3
B 社	XXX-XX-24836-1	361 (8)	2
C 社	XXX-XX-24628-5	285	0
D 社	XXX-XX-24236-1	361 (2)	1

(1) $511 + 361 + 285 + 361 = 1518$

$1518 \div 4 = 379$ 余り2

(2) 余りが「2」なので、くじ番号「2」の B 社が落札者となる

(3) 第2順位は、 $2 + 1 = 3$ となるので、くじ番号「3」の A 社

第3順位は、 $3 + 1 = 4$ となり、付与された番号のうち最も大きい数が3であるためくじ番号「0」の C 社が落札者となる